



日本歯科矯正専門医認定機構（JBO）規則

第8版

2012年10月

特定非営利活動法人 日本歯科矯正専門医認定機構（JBO）

THE JAPANESE BOARD OF ORTHODONTICS

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 3F
公益総研内

日本歯科矯正専門医認定機構（JBO）規則

（JBO 歯科矯正専門医認定規則）

A. 総則

第1章 JBO 認定歯科矯正専門医の認定審査

第2章 委員会および委員

第3章 補則

B. 会計処理規定

C. 認定制度規則

第1章 総則

第2章 JBO 認定歯科矯正専門医の新規認定

第3章 JBO 認定歯科矯正専門医の更新認定

第4章 指導医、臨床指導医、臨床指導責任者の認定

第5章 認定歯科矯正医修練施設の認定

第6章 申請料、認定登録料および更新申請料

第7章 補則

D. 認定制度施行規則

第1章 JBO 認定歯科矯正専門医の申請、更新および認定

第2章 認定歯科矯正医修練施設の申請、更新および認定

第3章 指導医、臨床指導医、臨床指導責任者の申請、更新および認定

第4章 補則

E. 認定基準規則

F. 認定基準細則

G. 細則

書面または電磁的方法による理事会および総会の決議、行政指導に伴う規則の改正

A. 日本歯科矯正専門医認定機構（JBO） 総則

第1章 JBO 認定歯科矯正専門医の認定審査

（この法人の専門医の認定審査）

第1条 歯科矯正専門医の認定審査は特定非営利活動法人日本歯科矯正専門医教育機構（JA0）と協力して、この法人の認定審査委員会が行なうものとする。

（団体の参加資格）

第2条 この法人への参加資格は、原則として法人格を有し、矯正専門医制度の実施を助成するために活動する団体（以下、助成団体とする。日本矯正歯科協会（JIO）は助成団体の一つとする）とする。なお、歯科領域における患者の福利のための専門医制度を支援する歯科医師会は支援団体として参加資格を有する。

2 前項の条件を満たし、この法人に参加する助成団体および支援団体は、この法人の総会において承認を得るものとする。

3 この法人に参加した助成団体間の権利、責務は等しいものとする。

4 助成団体および支援団体は、一般社団法人、一般財団法人に関する法律および公益社団法人、公益財団法人の認定等に関する法律、特定非営利活動促進法に則り、毎年この法人の専門医認定審査に助成金および支援金を支払う。

5 この法人に歯科矯正専門医の審査認定を助成する団体は『〇〇〇（団体の名称）歯科矯正専門医（例として、日本矯正歯科協会（または JIO）歯科矯正専門医）』を使用することができる。

（専門医の名称）

第3条 この法人が認定する専門医の名称は、日本歯科矯正専門医認定機構 JBO 認定歯科矯正専門医（略称:JBO 認定歯科矯正専門医、英語名:Diplomate of the Japanese Board of Orthodontics）とする。

（認定業務）

第4条 この法人は、定款第5条第1号、および第2号に示す業務を事務局とともに行う。

(1) JBO 認定歯科矯正専門医の臨床能力に関わる審査申請手続、認定審査の実施

(2) JBO 認定歯科矯正専門医の認定、登録、更新業務

(3) 認定歯科矯正医修練施設の認定、登録、更新業務

(4) 指導医、臨床指導医、臨床指導責任者（プログラム指導責任者：Program Director）

および修練施設の認定、登録、更新業務

(5) 上記に関わる諸費用の徴収

（認定審査）

第5条 認定審査はこの法人の認定審査要綱に従って行う。

- 2 認定審査を行うにあたり、認定制度規則、認定制度施行規則、認定基準規則、認定基準細則、会計処理規定を遵守しなければならない。これらの細則などについては、別に定める。
- 3 認定審査にて認定された者は宣誓書の提出並びに認定登録料の入金を確認後に JB0 より JB0 認定歯科矯正専門医認定証を交付する。
- 4 認定審査にて認定された者はこの法人の専門会員とする。

(助成団体が厚生労働省より専門医認定資格団体に認定された場合)

第 6 条 助成団体が厚生労働省に届け出た専門医資格認定団体となった場合、JB0 認定歯科矯正専門医は、歯科矯正単科開業医およびその専従医ならびに病院・診療所勤務医で歯科矯正（単科）に専従している歯科医師とする。

2 前項の場合、診療科目に歯科矯正以外の他科を併設している病院・診療所で歯科矯正に専従していない歯科医師は、「認定歯科矯正医」とする。

3 開業形態ならびに診療形態の変更が生じた場合は、直ちに代表委員に「病院・診療所開設許可申請書」あるいは「保険医療機関届書」の写しを提出しなければならない。

第 2 章 委員会および委員

(委員会、小委員会)

第 7 条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会および小委員会を設け、業務を分担することができる。全ての委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 小委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、または審議する。

3 小委員会の組織および運営に関して必要な事項は、代表委員が別に定める。

(認定審査運営委員会)

第 8 条 認定審査運営委員会は、認定に関わる全ての事項を統括する。

2 認定審査運営委員会の構成は、認定審査委員会委員 3～4 名、JB0 代表委員、副代表委員、JA0 理事 2～3 名、助成団体の理事 2～3 名をもって構成し、委員長は JB0 代表委員が務める。

3 認定審査運営委員会を構成する助成団体の理事は、同委員会での議決権はないものとする。

(認定審査委員会)

第 9 条 この法人の認定審査委員会は審査委員長・審査委員ならびに第三者委員、代表委員、副代表委員で構成し、この法人の中で独立した組織運営を行う。認定審査委員会は、矯正医療技能評価を行うにあたり、内的評価（同僚評価）を行う審査委員長、審査委員と、客観的な外的評価を行う第三者委員、代表委員、副代表委員の構成で、公正な総合評価を行う。総合評価の結果は、書面にて第三者委員が確認の後、認定審査委員会がこの法人に報告しなければならない。

(認定裁定委員会)

第10条 この法人の認定裁定委員会は、専門会員総会で選任されたこの法人の役員でない3名から5名のJB0認定歯科矯正専門医およびこの法人の顧問、顧問弁護士、第三者委員、有識者などで構成され、この法人の中で独立した組織運営を行う。

2 認定裁定委員会は認定申請者ならびにJB0認定歯科矯正専門医が歯科医師、歯科矯正医の職務基本規程に抵触する場合、もしくはJB0認定歯科矯正専門医の矯正臨床の姿勢に問題が認められた場合、調査し裁定を行う。

(認定異議審査委員会)

第11条 この法人の認定異議審査委員会は、専門会員総会で選任されたこの法人の役員でない3名から5名のJB0認定歯科矯正専門医およびこの法人の事務局、監事、顧問、顧問弁護士、第三者委員、有識者などで構成され、この法人の中で独立した組織運営を行い、申請者からの審査、認定に関しての異議の内容について調査、検討し、決定を行う。

2 申請者は、申請手続および認定審査の結果について、審査結果通知日より2週間以内であれば、理由を述べた文書を添付することにより、認定異議審査委員会に調査を求めることができる。認定異議審査委員会は異議の内容について調査し、決定を行う。

3 認定裁定委員会による認定登録の抹消または停止、懲戒処分決定に異議があるJB0認定歯科矯正専門医は、決定の2週間以内であれば、理由を述べた文書を添付することで、認定異議審査委員会に調査を依頼できる。

(修練施設指定委員会)

第12条 修練施設指定委員会は委員長他、4名以上の委員で構成する。なお、委員は審査委員とする。

2 修練施設指定委員会は修練施設の登録名簿を作成しなければならない。

3 修練施設指定委員会はJA0修練管理委員会と連携して修練施設を認定し、JB0役員会の承認の後、専門会員総会および助成団体の総会に報告する。

(指導医選定委員会)

第13条 指導医選定委員会は委員長他、4名以上の委員をもって構成する。なお、委員は審査委員とする。

2 指導医選定委員会は、JA0修練管理委員会と連携して、JB0認定歯科矯正専門医の中から指導医および臨床指導医、臨床指導責任者を認定し、役員会の承認の後、専門会員総会および助成団体の総会に報告する。

3 修練施設の認定を受け、修練医を受け入れる場合は、指導医選定委員会から認定された臨床指導医、臨床指導責任者の資格を有している歯科矯正専門医が常勤していなければならない。

4 指導医選定委員会は指導医ならびに臨床指導医、臨床指導責任者の名簿を作成しなければならない。

5 認定された指導医および臨床指導医、臨床指導責任者に認定証を交付し、JB0および助成団体のホームページにて公告する。

(審査委員長および審査委員の選任)

第14条 審査委員長および審査委員は、専門会員総会にて理事として選任する。なお審査委員の補充が必要な場合、審査委員長が予備審査委員あるいはJB0認定歯科矯正専門医の中から推薦し、審査委員会が決定し、この法人の役員会ならびに認定審査運営委員会の承認を経た後、専門会員総会で理事として選任する。また、専門医総会で理事として選任されるまでは代表委員が審査委員として委嘱する。なお、助成団体の総会にて報告しなければならない。

2 審査委員は、JB0認定歯科矯正専門医でなければならない。

3 審査委員は、歯科矯正専門医制度確立および維持のために活動する。

(審査委員の業務)

第15条 審査委員は、歯科矯正医療の質の評価を行うために、認定申請者の矯正臨床医療技能評価ならびに臨床の姿勢などの総合評価を行う。さらに、認定登録の更新を通して、JB0認定歯科矯正専門医の経歴および臨床能力の再評価を行う。

2 指導医選定委員会の審査委員は、指導医と臨床指導医、臨床指導責任者の認定を行う。

3 修練施設指定委員会の審査委員は、修練施設の認定を行う。

(第三者委員)

第16条 第三者委員は、代表委員が委嘱する。

2 第三者委員は、客観的な外的評価を行うため、認定審査に加わる。

3 第三者委員は、医師、歯科医師（形成外科医、歯科口腔外科医、補綴歯科医、歯周歯科医等）、顧問、顧問弁護士および患者ならびに医療消費者団体の代表とする。

4 第三者委員の代表は、この法人の顧問とする。

(総務委員、事業委員および渉外委員)

第17条 代表委員は、総務委員、事業委員および渉外委員を各2名以上委嘱することができる。総務委員、事業委員および渉外委員は、代表委員を補佐し、この法人の実務を担当する。

(会計委員)

第18条 代表委員は、会計委員を2名以上委嘱することができる。会計委員は、この法人の財産を管理する。会計処理に関する規定は別に定める。

第3章 補則

(改正)

第19条 この総則は、この法人の専門会員総会の議決数の過半数の議決を経なければ変更、または廃止することができない。

(細 則)

第 20 条 この総則を施行するために、細則を定めることができる。

附則 本規則は、平成 16 年 6 月 14 日より施行する。

附則 本規則は、平成 16 年 9 月 30 日より施行する。

附則 本総則は、平成 17 年 6 月 9 日より施行する。

附則 本総則は、平成 17 年 10 月 13 日より施行する。

附則 本規則は、平成 18 年 4 月 12 日より施行する。

附則 本規則は、平成 18 年 11 月 20 日より施行する。

附則 本細則は、平成 23 年 6 月 25 日より施行する。

附則 本細則は、平成 24 年 10 月 3 日より施行する。

B. 会計処理規定

(収入の構成)

第1条 この法人の収入については、次の項目をもって構成する。

(1) 総則第4条(2)に定める業務に関しては、申請料(8万円：審査申請手数料2万円・審査実施料6万円)、認定登録料(4万円)および更新申請料(4万円：更新申請手数料2万円・更新審査実施料2万)とする。なお、助成団体に所属していない者は、申請料は別途定めるものとする。

(2) 総則第4条(3)に定める業務に関しては、施設登録料(1万円)、更新申請料(1万円)とする。

(3) 総則第4条(4)に定める業務に関しては、指導医、臨床指導医、臨床指導責任者の登録料(1万円)、更新申請料(1万円)とする。なお、指導医、臨床指導医、臨床指導責任者のいずれか1つを更新しなければならない。

(4) この法人の定款附則第6項に定める一般会員の入会金(3,000円)および年会費(3,000円)、専門会員の入会金(3,000円)および年会費(3,000円)、賛助会員(個人)の入会金(5,000円)および年会費(5,000円)、賛助会員(団体)の入会金(50,000円)および年会費(50,000円)。

(5) 寄付金品

(6) 総則 第2条第4項に定める助成金および支援金

(7) その他の収入

(経費の支弁)

第2条 この法人の経費は、この法人の収入をもって支弁する。

(予算)

第3条 この法人の収支予算は、毎会計年度開始前に会計委員が編成し、理事会の議決を経なければならない。

(決算)

第4条 この法人の事業報告書および収支決算書は、毎会計年度終了後に代表委員が作成し、監事の監査を経た後、総会の承認を受けなければならない。ただし、助成金および支援金を支払った団体の総会に報告しなければならない。

(会計の管理)

第5条 この法人の会計は、会計委員が管理する。

(規定の変更)

第6条 この規定の第1条(1)(2)(3)以外の条項は、この法人の総会の議決権数の過半数の議決を経なければ変更または廃止することができない。

2 この規定の認定に関わる第1条(1)(2)(3)に関しては、専門会員総会の議決権数の過半数の議決を経なければ変更、または廃止することができない。ただし、助成団体に報告しなければならない。

(細則)

第7条 この規定を施行するために、細則を定めることができる。

附則 本規則は、平成16年6月14日より施行する。

附則 本規則は、平成16年9月30日より施行する。

附則 本規則は、平成17年6月9日より施行する。

附則 本規則は、平成17年10月13日より施行する。

附則 本規則は、平成18年4月12日より施行する。

附則 本規則は、平成18年11月20日より施行する。

附則 本細則は、平成23年6月25日より施行する。

附則 本細則は、平成24年10月3日より施行する。

C. 認定制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この制度は、歯科矯正臨床に携わる歯科医師について公正かつ適格な認定を行うことによって、国民の正当な矯正治療を受ける権利を守り、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(認定)

第2条 前条の目的を達するために、特定非営利活動法人 日本歯科矯正専門医認定機構 (JB0) が適正な歯科矯正臨床能力を有する歯科医師を歯科矯正専門医として認定する。

第2章 JB0 認定歯科矯正専門医の新規認定

(申請資格)

第3条 JB0 認定歯科矯正専門医の新規の認定を希望する者（以下、新規申請者と略記する）で、助成団体の正会員は次の各号のいずれかの条件を満たさなければならない。なお、助成団体に所属していない個人は、認定審査委員会から専門医申請資格者の認定（審査委員会認定申請者（個人））を受けなければならない。

(1) 平成17年までに歯科医師免許を取得した者で、JB0 が定める研修規定に従った5年以上の研修を修了した者。

(2) 平成18年度以降の歯科研修修了医で、JA0 の認定歯科矯正修練医として5年間のJA0 修練講座を受講し、JB0 認定歯科矯正医修練施設、あるいはJB0 が指定した歯科矯正単科開業医の研修施設において通算5年以上の修練（第1次、第2次過程）を終了した者。あるいは、JA0 が承認したJA0 歯科矯正修練カリキュラムに則り、JA0 歯科修練プログラム実施施設およびプログラム承認型歯科矯正医修練施設においてJA0 認定歯科矯正修練医として5年以上の修練（第1次、第2次過程）を終了した者。なお、上記の修練施設での修練期間は合算することができる。

2 JB0 が定める研修規定に従った5年以上の研修経歴が不足する者は、以下の各号のいずれかの条件を満たした場合は、JB0 認定歯科矯正専門医の申請資格を有する。

(1) 不足分に相当する期間、認定歯科矯正修練医として修練を行い修了した場合。

(2) 不足分に相当する期間、歯科矯正診療所、および病院歯科矯正科（大学など）で研修を行った場合。

(JB0 認定歯科矯正専門医の申請)

第4条 新規申請者は、別に定める細則に則って、この法人の事務局に申請しなければならない。

(認定審査)

第 5 条 JB0 認定歯科矯正専門医の認定審査はこの法人の審査委員が行い、書類審査および臨床能力評価（症例審査および口頭試問、筆記試験）からなる。上記審査の実施および合否の判定は、原則として年に 1 回、認定審査委員会が行う。なお、認定審査の詳細は、別途、認定基準規則にて定める。

（認定証交付）

第 6 条 認定機構の審査に合格した者に JB0 が認定証を交付し、JB0 および助成団体のホームページにて公告する。合格者は JB0、JA0 の専門会員および助成団体の正会員として原則入会することを要する。なお、認定審査委員会が歯科矯正専門医として臨床能力を有すると認定した申請者で合格した者は、原則として助成団体の正会員として JB0・JA0 に入会することを要する。

（症例報告義務）

第 7 条 新規に認定された JB0 認定歯科矯正専門医は、助成団体発行の学術誌において審査委員に指定された症例を報告しなければならない。また、原則として次年度の助成団体の学術大会にて症例提示を行わなければならない。この症例提示は第 11 条における JB0 認定歯科矯正専門医の更新のための実績とすることができる。

（認定裁定）

第 8 条 JB0 認定歯科矯正専門医に対して疑義が寄せられた場合、この法人の認定裁定委員会が調査し裁定を行うことができる。

（所属および診療科目の変更）

第 9 条 JB0 認定歯科矯正専門医の主たる勤務先に変更があった場合、あるいは主たる勤務先の診療科目に変更があった場合には、3 か月以内にこの法人の事務局に届け出なければならない。

第 3 章 JB0 認定歯科矯正専門医の更新認定

（JB0 認定歯科矯正専門医の更新）

第 10 条 JB0 認定歯科矯正専門医は、5 年毎に更新しなければ JB0 認定歯科矯正専門医としての資格を喪失する。

（JB0 認定歯科矯正専門医更新申請資格）

第 11 条 JB0 認定歯科矯正専門医の更新を希望する者（以下、更新申請者と略記する）は、申請時において JB0、JA0 の専門会員および助成団体の正会員として原則入会することを要する。また、第 7 条の義務に反した者は更新することができない。

2 JB0 認定歯科矯正専門医の更新するためには、更新までの 5 年間で 10 単位以上を有し、かつ以下のすべての条件を満たさなければならない。

(1) 助成団体の学術大会で 2 回以上の症例提示を行うこと。

- (2) JBO、JAO および助成団体の医療安全研修セミナーに1回以上出席すること。
- (3) 1回目の更新については、助成団体の学術雑誌に症例報告をすること。
- (4) 5年間で100症例以上の治験例を有すること。

3 必要単位の詳細は以下の通りとする。

- | | |
|------------------------------|--------|
| (1) 助成団体の学術大会での症例提示 | 3 単位/回 |
| (2) 助成団体の学術大会での学術展示、学術発表 | 1 単位/回 |
| (3) JAO および助成団体の医療安全研修セミナー参加 | 2 単位/回 |
| (4) 助成団体の学術雑誌への症例報告 | 2 単位/回 |
| (5) 助成団体の学術雑誌への論文掲載（筆頭者） | 3 単位/回 |

4 やむを得ない理由で、前々項の条件を満たすことができない者については、JBO が認めた学術団体での実績（学術発表、学術展示、症例提示、学術大会への参加、論文掲載）も考慮する。また、助成団体の学術大会への参加実績も考慮する。

（JBO 認定歯科矯正専門医更新申請）

第12条 更新申請者は、別に定める細則に則って、この法人の事務局に申請しなければならない。

（更新審査）

第13条 更新に関する認定審査は書類審査および提示症例の審査からなり、認定審査委員会が行う。

2 JBO 認定歯科矯正専門医資格取得に際して、認定審査委員会より出された改善要望が実施されているかの判定のため、症例提出による審査を認定審査委員会の決定により行うことができる。

（更新通知証交付）

第14条 認定機構の合否判定に基づき更新認定者に更新通知証を交付する。

（資格の喪失）

第15条 JBO 認定歯科矯正専門医は、次の項目のいずれか一つに該当する場合、その資格を失う。

- (1) 本人が辞退を申し出て、それが受理されたとき
- (2) 歯科医師免許を取り消されたとき
- (3) JBO、JAO の専門会員の資格を失ったとき
- (4) 申請書類に虚偽が認められたとき
- (5) JBO 認定歯科矯正専門医の更新を行わなかったとき
- (6) 認定裁定委員会および認定審査委員会が JBO 認定歯科矯正専門医として不適格と認めたとき

（認定証の返却）

第16条 JBO 認定歯科矯正専門医の資格を失った者は、この法人の事務局に認定証を直ち

に返却しなければならない。この法人より購入した、加工した認定証あるいは認定プレートについても同様に返却しなければならない。

第4章 指導医、臨床指導医、臨床指導責任者の認定

(指導医、臨床指導医、臨床指導責任者)

第17条 指導医、臨床指導医、臨床指導責任者はJB0認定歯科矯正専門医を取得し、10年以上の歯科矯正臨床経験を要する。なお、JB0認定歯科矯正専門医で専門医更新を1回以上行った者は、指導医および臨床指導医、臨床指導責任者の有資格者とする。

2 臨床指導医、臨床指導責任者の有資格者は、JB0認定歯科矯正専門医で、JA0認定歯科矯正修練医の受け入れることを条件とする。

3 指導医は、JA0修練講座の指導にあたる義務を負う。

4 修練医を受け入れる施設のJB0認定歯科矯正専門医は、指導医選定委員会に臨床指導医・臨床指導責任者の承認を、JA0修練管理委員会に認定歯科矯正修練医の承認をそれぞれ得なければならない。

5 臨床指導医、臨床指導責任者はJA0歯科矯正修練プログラム、JA0認定〇〇病院歯科矯正修練プログラムおよび歯科矯正修練管理規則を遵守し、認定歯科矯正修練医の歯科矯正専門教育に努めなければならない。

6 臨床指導医、臨床指導責任者は、資格を失った場合あるいは修練の中断が生じた場合は、指導医選定委員会ならびにJA0修練管理委員会に報告しなければならない。

7 審査委員および予備審査委員となった者で、指導医の認定を受けていない者は、指導医の申請を行わなければならない。

(指導医、臨床指導医、臨床指導責任者の認定有効期間)

第18条 指導医の認定有効期間は、5年間とする。

2 臨床指導医、臨床指導責任者の認定有効期間は、5年間とする。

(指導医、臨床指導医、臨床指導責任者の認定証交付)

第19条 認定機構の判定に基づき指導医、臨床指導医、臨床指導責任者に認定証を交付し、JB0および助成団体のホームページにて公告する。ただし、資格を喪失した場合は指導医の認定証を返却しなければならない。

第5章 認定歯科矯正医修練施設の認定

(施設の申請資格)

第20条 認定歯科矯正医修練施設の認定を受けようとする施設は、次の各号に定めるすべての資格を、備えていなければならない。

(1) 歯科矯正専門の医療施設であり、臨床指導医、臨床指導責任者と、JA0認定歯科矯正修練医が各1名以上常勤していること。

(2) 申請施設における直前3年間での矯正治療患者数が、修練施設としての適正な数であ

ること。

2 プログラム承認型歯科矯正医修練施設は、プログラム作成の責任者として指導医選定委員会より認定を受けた臨床指導責任者が常勤していなければならない。

3 プログラム承認型歯科矯正医修練施設の歯科矯正修練協力施設は、認定歯科矯正医修練施設を兼ねることはできない。

(施設審査)

第 21 条 認定歯科矯正医修練施設の審査は書類審査および実地調査からなる。なお、原則として年 1 回、修練施設指定委員会が書類審査および実地調査を行う。

(施設の認定証交付)

第 22 条 この法人は、前条により認定した認定歯科矯正医修練施設に対し、認定歯科矯正医修練施設認定証を交付し、JB0 および助成団体のホームページにて公告する。

(施設の認定有効期間)

第 23 条 認定歯科矯正医修練施設の認定有効期間は、5 年間とする。

(施設の認定取り消し)

第 24 条 認定有効期限内にあっても、認定裁定委員会がその修練施設の認定を不相当と判断した場合は、認定を取り消すことができる。なお、その場合は施設の認定証を返却しなければならない。

(施設の内容変更届け)

第 25 条 認定歯科矯正医修練施設における診療科目の変更や指導責任者の異動があった場合には、3 ヶ月以内に変更届けをこの法人の事務局に提出すること。変更届けが提出されなかった場合には、認定を取り消し、以後 1 年間は認定歯科矯正医修練施設としての申請を却下することができる。

第 6 章 申請料、認定登録料および更新申請料

(申請料、登録料および更新申請料)

第 26 条 JB0 認定歯科矯正専門医の認定審査の新規申請者は、この法人に申請料（審査申請手数料および審査実施料）を支払わなければならない。なお認定審査の結果、認定された者は、別途認定登録料を支払わなければならない。また更新申請者は、更新申請料（更新申請手数料および更新審査実施料）を支払わなければならない。

2 新規に認定歯科矯正医修練施設に認定された施設は、この法人に施設登録料を支払わなければならない。また認定を更新された施設は、更新申請料を支払わなければならない。

3 新規に指導医ならびに臨床指導医、臨床指導責任者に認定された者は、この法人に登録料を支払わなければならない。また更新する者は、更新申請料を支払わなければならない。

第7章 補則

(改正)

第27条 この規則は、この法人の専門会員総会の議決数の過半数の議決を経なければ変更、または廃止することができない。

(細則)

第28条 この規則を施行するために、細則を定めることができる。

附則 本規則は、平成16年6月14日から施行する。

附則 本規則は、平成16年9月30日より施行する。

附則 本規則は、平成17年6月9日より施行する。

附則 本規則は、平成17年10月13日より施行する。

附則 本規則は、平成18年4月12日より施行する。

附則 本規則は、平成18年11月20日より施行する。

附則 本規則は、平成21年5月30日より施行する。

附則 本細則は、平成23年6月25日より施行する。

附則 本細則は、平成24年10月3日より施行する。

D. 認定制度施行規則

第1章 JB0 認定歯科矯正専門医の申請、更新および認定

(JB0 認定歯科矯正専門医の申請)

第1条 JB0 認定歯科矯正専門医の新規の認定を希望する者は、次条に定めるすべての書類を添えて、この法人の事務局に申請をしなければならない。なお、申請時の症例の資料は認定審査要綱に従って作成しなければならない。また、助成団体での症例提示、症例報告、ならびに投稿資料の作成は、助成団体ジャーナルの投稿規程を遵守しなければならない。

(JB0 認定歯科矯正専門医の申請書類)

第2条 JB0 認定歯科矯正専門医の新規認定申請に必要な書類は、次の通りである。

- (1) JB0 認定歯科矯正専門医認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 歯科医師免許証 (写)
- (4) 100 症例の治験例リストあるいは指定 10 未治療症例リスト
- (5) 申請料の振込み控 (写)
- (6) 業績等一覧表
- (7) 勤務実績表 (勤務医の申請者に限る)

(JB0 認定歯科矯正専門医更新申請)

第3条 JB0 認定歯科矯正専門医の認定更新を希望する者は、次に定めるすべての書類を添えて、この法人の事務局に申請をしなければならない。

- (1) JB0 認定歯科矯正専門医更新申請書
- (2) 症例提示実績証明書
- (3) 指定された投稿症例別冊
- (4) 5 年間 100 症例の治験例リスト
- (5) 更新申請料の振込み控 (写)
- (6) 単位不足時における単位補完の関係書類

(JB0 認定歯科矯正専門医の認定)

第4条 この法人の認定審査に合格した者は、速やかに所定の認定登録料を納入しなければならない。なお納入が確認され次第、認定制度規則第6条に従い、認定証を発行し、JB0 および助成団体のホームページにて公告する。

2 指定 10 未治療症例による認定審査に合格した者は、100 症例の治験例リストの提出を要する。

第2章 認定歯科矯正医修練施設の申請、更新および認定

(施設認定の申請)

第5条 認定歯科矯正医修練施設の認定を受けようとする施設は、申請に必要な書類を添えて、この法人の事務局に申請しなければならない。

- (1) 認定歯科矯正医修練施設認定申請書
- (2) 2名以上の常勤するJB0およびJA0、助成団体の会員証(写)
- (3) 常勤するJB0認定歯科矯正専門医の認定証(写)
- (4) 臨床指導医、臨床指導責任者および認定歯科矯正修練医の認定証(写)
- (5) 申請直前3年間の矯正治療患者リスト

(施設更新申請)

第6条 認定歯科矯正医修練施設の認定更新を申請しようとする施設は、次の各号に定めるすべての書類を添えてこの法人の事務局に申請しなければならない。

- (1) 認定歯科矯正医修練施設更新申請書
- (2) 2名以上の常勤するJB0およびJA0、助成団体の会員証(写)
- (3) 常勤するJB0認定歯科矯正専門医の認定証(写)
- (4) 臨床指導医、臨床指導責任者および認定歯科矯正修練医の認定証(写)
- (5) 更新申請直前3年間の矯正治療患者リスト
- (6) 更新申請料の振込み控(写)

(施設の認定)

第7条 この法人が認定歯科矯正医修練施設として認定した施設は、速やかに所定の施設登録料を支払わなければならない。なお納入が確認され次第、認定制度規則第22条に従い、認定証を発行し、JB0および助成団体のホームページにて公告する。

第3章 指導医、臨床指導医、臨床指導責任者の申請、更新および認定

(指導医の申請)

第8条 指導医の新規の認定を希望する者は、次条に定めるすべての書類を添えて、この法人の事務局に申請をしなければならない。

(指導医の申請書類)

第9条 指導医の新規認定申請に必要な書類は、次の通りである。

- (1) 指導医認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 申請者のJB0認定歯科矯正専門医認定証(写)
- (4) 歯科医師免許証(写)
- (5) 業績等一覧表

(指導医更新申請)

第10条 指導医の認定更新を希望する者は、次に定めるすべての書類を添えて、この法人の事務局に申請をしなければならない。

- (1) 指導医更新申請書
- (2) 更新申請料の振込み控（写）

（臨床指導医、臨床指導責任者の申請）

第11条 臨床指導医、臨床指導責任者の新規の認定を希望する者は、次条に定めるすべての書類を添えて、この法人の事務局に申請をしなければならない。

（臨床指導医、臨床指導責任者の申請書類）

第12条 臨床指導医、臨床指導責任者の新規認定申請に必要な書類は、次の通りである。

- (1) 臨床指導医、臨床指導責任者認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 申請者の JB0 認定歯科矯正専門医認定証（写）
- (4) 歯科矯正医修練施設認定証（写）
- (5) 指導を行う認定歯科矯正修練医認定証（写）
- (6) 申請料の振込み控（写）

（臨床指導医、臨床指導責任者更新申請）

第13条 臨床指導医、臨床指導責任者の認定更新を希望する者は、次に定めるすべての書類を添えて、この法人の事務局に申請をしなければならない。

- (1) 臨床指導医、臨床指導責任者更新申請書
- (2) 歯科矯正医修練施設認定証（写）
- (3) 指導を行う認定歯科矯正修練医認定証（写）
- (4) 更新申請料の振込み控（写）

（指導医および臨床指導医、臨床指導責任者の認定）

第14条 審査の結果、指導医あるいは臨床指導医、臨床指導責任者に認定された者は速やかに所定の認定登録料を納入しなければならない。なお納入が確認され次第、認定制度規則第19条に従い、認定証を発行し、JB0 および助成団体のホームページにて公告する。

第4章 補則

（改正）

第15条 この規則は、この法人の専門会員総会の議決数の過半数の議決を経なければ変更、または廃止することができない。

（細則）

第16条 この規則を施行するために、細則を定めることができる。

- 附則 本細則は、平成 16 年 6 月 14 日から施行する。
- 附則 本規則は、平成 16 年 9 月 30 日より施行する。
- 附則 本規則は、平成 17 年 6 月 9 日より施行する。
- 附則 本規則は、平成 17 年 10 月 13 日より施行する。
- 附則 本規則は、平成 18 年 11 月 20 日より施行する。
- 附則 本規則は、平成 21 年 5 月 30 日より施行する。
- 附則 本細則は、平成 23 年 6 月 25 日より施行する。
- 附則 本細則は、平成 24 年 10 月 3 日より施行する。

E. 認定基準規則

(目的)

第1条 歯科矯正臨床に関する十分な専門的知識と技量を有する者を認定し、社会からの信頼と評価を得て、医療の中で位置付けされるための歯科矯正専門医認定制度の導入を目的とする。

(臨床能力評価方法)

第2条 臨床能力評価は以下の各号から選択する

(1) 100症例の治験例による評価

認定制度施行規則第2条(4)に定めるリストの中で、この法人の審査委員が指定した5症例につき臨床能力評価を行う。なお、臨床能力評価は、提出資料の審査および口頭試問、筆記試験により行う。

(2) 指定10未治療症例による評価

10未治療症例の提示を行い、審査委員会に承認された後に、次年度の助成団体の学術大会において治療経過の提示を行い、原則として、2年後の審査時に治療終了に至った症例につき臨床能力評価を行う。なお、臨床能力評価は、提出資料の審査および口頭試問、筆記試験により行う。なお、症例は申請時において治療開始後1年以内であることを要する。

2 別途「認定審査要綱:症例評価の基準」に定める客観的評価方法に基づいて評価を行い、評価対象となる全症例の総合評価により、認定の可否を判定する。

(提出資料)

第3条 100症例の治験例による評価ならびに指定10未治療症例による評価を行うために、別途「認定審査要綱:提出資料の必要条件」に定めた資料を提出する。

(新任の審査委員および予備審査委員)

第4条 新任の審査委員および予備審査委員は、認定審査において認定されたJBO認定歯科矯正専門医の中から審査委員会が推薦し、この法人の役員会が承認した後、この法人の専門会員総会で議決し、助成団体の総会に報告しなければならない。

(新任審査委員および予備審査委員の症例提示義務)

第5条 新任の審査委員および予備審査委員は、助成団体の学術大会において5症例を提示しなければならない。

(審査委員の構成)

第6条 審査委員長は、認定審査を行う場合は審査委員の中から認定申請者の総数に応じて審査委員を任命し、その構成をもって認定審査を行う。ただし、原則として助成団体の理事・監事およびこの法人の審査委員を除いた理事・監事はその職を辞するまでは審査に加わることができない。

(治験症例)

第7条 認定制度施行規則第2条(4)に定める治験例とは、原則として、申請者が主として治療した症例とし、以下の条件を満たさなければならない。

(1) 100症例中の5症例の審査の場合

- 1) 動的治療を終了した永久歯列期の症例であること
- 2) 成長期の症例を含むこと
- 3) できるだけ多様な咬合形態の症例を含むこと
- 4) 治療法(抜歯、非抜歯、外科症例等)に偏りのないこと
- 5) 治療終了後2年以上経過した症例が原則として4分の1以上の割合であること

(2) 指定10未治療症例の審査の場合

- 1) 永久歯列期の症例であること
- 2) 申請時において治療開始後1年以内であること
- 3) 成長期の症例を含むこと
- 4) できるだけ多様な咬合形態の症例を含むこと
- 5) 治療法(抜歯、非抜歯、外科症例等)に偏りのないこと
- 6) 指定10未治療症例による認定審査に合格した者は、100症例リストの提出を要する

(勤務医の認定)

第8条 歯科矯正専門の診療所あるいは病院矯正科に勤務している者は、申請者が担当した勤務先の症例をもって、認定審査に申請することができる。なお担当症例とは、完治までの来院回数のうちほぼすべて、申請者が実際の治療行為を行った症例とする。

(改正)

第9条 この規則は、この法人の専門会員総会の議決数の過半数の議決を経なければ変更、または廃止することができない。

(細則)

第10条 この規則を施行するために、細則を定めることができる。

附則 本細則は、平成16年6月14日から施行する。

附則 本規則は、平成16年9月30日より施行する。

附則 本規則は、平成17年6月9日より施行する。

附則 本規則は、平成17年10月13日より施行する。

附則 本規則は、平成18年4月12日より施行する。

附則 本規則は、平成18年11月20日より施行する。

附則 本規則は、平成21年5月30日より施行する。

附則 本細則は、平成23年6月25日より施行する。

附則 本細則は、平成24年10月3日より施行する。

F. 認定基準細則

(認定審査)

第1条 認定審査は年1回を原則とするが、当初は申請状況に応じて複数回行うことが出来る。

(専門会員)

第2条 専門会員は認定審査で認定された JB0 認定歯科矯正専門医、この法人および JAO の役員とその経験者、名誉 JB0 認定歯科矯正専門医で構成される。また、総則第2条に規定する支援団体である歯科医師会は代表者（または代理人）を専門会員とする。

(初回の審査委員の選任)

第3条 初回の審査委員に関しては、審査委員は、歯科矯正専門開業歴あるいは歯科矯正教育歴30年以上かつ、1,000症例以上の治験例を有し、助成団体の総会で5症例を提示し、選任された者とする。

(名誉 JB0 認定歯科矯正専門医)

第4条 歯科矯正専門臨床歴30年以上で65歳以上の者は、実績や経歴、社会貢献度を鑑み、認定審査委員会の推薦を得て、認定審査運営委員会の決定により、名誉 JB0 認定歯科矯正専門医となることができる。但し、この法人の総会の承認を要する。名誉 JB0 認定歯科矯正専門医は、認定制度規則第26条の申請料を免除する。なお、登録料は徴収する。

(指定10未治療症例評価)

第5条 指定10未治療症例評価は認定制度規則第3条の規程の他に、JAO筆記試験合格者で、矯正臨床歴4年以上の者は申請することができる。

2 審査は3年以内に終了しなければならない。10症例中7症例の合格を要する。また、100症例中5症例評価と同様に臨床能力評価を行う。

(指定10未治療症例分割審査)

第6条 歯科矯正専従医、あるいは JAO 筆記試験合格者で、矯正臨床歴3年以上の者は、指定10未治療症例審査を1次5症例、2次5症例の分割審査を受けることができる。申請料については、1次4万円、2次4万円とする。なお、1次で申請料8万円を納入することもできる。

2 分割審査では、1次、2次で連続して申請する場合は4年以内に、1次、2次で隔年申請する場合は5年以内に終了しなければならない。なお1次、2次合わせて7症例の合格を要する。また、指定10未治療症例と同様に臨床能力評価を行う。

(歯科矯正専門臨床歴30年以上の認定)

第7条 歯科矯正専門臨床歴30年以上で60歳以上の者の臨床能力の審査については、認

定審査運営委員会の推薦を得た後に 100 症例のリスト中から 5 症例を助成団体の学術大会へ提示し、認定審査委員会の審査をもって認定する。審査委員会が指定した 1 症例を 3 年以内に助成団体雑誌に投稿しなければならない。この場合、認定制度規則第 26 条の申請料は 1 万円とする。なお、投稿について、審査委員会が経歴を考慮して免除することができる。

2 歯科矯正専門臨床歴 30 年以上で 65 歳以上の者の臨床能力の審査については、認定審査運営委員会の推薦を得た後に 100 症例リスト中から 3 症例を助成団体の学術大会へ提示し、認定審査委員会の審査をもって認定する。この場合、認定制度規則第 26 条の申請料は 1 万円とする。

(臨床指導医、臨床指導責任者の別称)

第 8 条 臨床指導、臨床指導責任者の名称は、「修練指導医、修練指導責任者」と読み替えることができる。

(審査委員会認定申請者（個人）の別称)

第 9 条 審査委員会認定申請者（個人）を「JBO の助成団体の正会員以外の認定申請者」と読み替えることができる。

(細則の変更)

第 10 条 この細則は、この法人の専門会員総会の議決数の過半数の議決を経なければ変更、または廃止することができない。

附則 本細則は、平成 17 年 6 月 9 日より施行する。

附則 本細則は、平成 17 年 10 月 13 日より施行する。

附則 本細則は、平成 18 年 4 月 12 日より施行する。

附則 本細則は、平成 18 年 11 月 20 日より施行する。

附則 本細則は、平成 23 年 6 月 25 日より施行する。

附則 本細則は、平成 24 年 10 月 3 日より施行する。

G. 細則

(書面または電磁的方法による理事会決議)

第1条 定款により理事会において決議をすべき場合において、理事全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る理事の承諾については、法務省令で定めるところによらなければならない。

2 定款により理事会において決議すべきものとされた事項については、理事全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

3 定款により理事会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、理事会の決議と同一の効力を有する。

4 NPO法第二十八条の規定(事業報告書の備置き等および閲覧)は、書面又は電磁的方法による決議に係る書面並びに第一項および第二項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録について準用する。

5 理事会に関する規程(定款第30~38条)は、書面又は電磁的方法について準用する。

(書面または電磁的方法による専門会員総会および総会決議)

第2条 定款により専門会員総会および総会において決議をすべき場合において、会員あるいは専門会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る会員あるいは専門会員の承諾については、法務省令で定めるところによらなければならない。

2 定款により専門会員総会および総会において決議すべきものとされた事項については、会員あるいは専門会員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

3 定款により専門会員総会および総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

4 NPO法第二十八条の規定(事業報告書の備置き等および閲覧)は、書面又は電磁的方法による決議に係る書面並びに第一項および第二項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録について準用する。

5 総会に関する規程(定款第30~38条)は、書面又は電磁的方法について準用する。

(行政指導に伴う規則の改正)

第3条 厚生労働省の行政指導に伴うJBO 歯科矯正専門医認定規則の変更は、機構名称変更(定款変更)を除き、総会の決議を経ずに行うことができる。

2 前項の規定によりJBO 歯科矯正専門医認定規則を変更した場合は、この法人の専門会員に報告しなければならない。

(改正)

第4条 この細則は、この法人の総会の過半数の議決を経なければ変更、または廃止する

ことができない。

附則 本細則は、平成 18 年 11 月 20 日より施行する。